



このたび、法律関連のニュースや当事務所の近況などを不定期にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき、当事務所の近況やご挨拶のほか、少しでもお役に立てる情報になればと思っております。

管理職にも深夜割増賃金は支払わなくてはならない

- 1 2年程前の平成20年1月28日、東京地裁で日本マクドナルド社の店長について、管理監督者(いわゆる管理職)にあたらぬとして、2年間の未払い残業代の支払を命じる判決が出されました。

管理監督者にあたらなければ、残業手当は支給する必要があるわけですが、管理監督者にあたるかどうかの基準として、この判決を含めた様々な裁判例があり、それぞれ少しずつ違いはあるものの、概ね①人事権や営業方針の決定権、②出退勤の時間を自分で決められるか、③管理職にふさわしい賃金か、といったことを材料に決められます。そして、裁判所の判断は、決して「管理監督者」の範囲を広く考えてはなりません。

- 2 そして、このたび、平成21年12月18日に、最高裁判所にて、別の事例について、新しい判決ができました。それは、「**管理監督者であっても、深夜割増賃金は支払わなくてはならない**」というものです。

1で述べた裁判例では、残業手当は、管理監督者にあたらぬときには支払わなくてはならないことを前提に、原告である労働者が管理監督者にあたるかどうか争われていました。しかし、この最高裁判決は、管理監督者にあたる場合でも、深夜割増賃金は支払わなくてはならないとしたのです。

- 3 ちなみに、残業手当とは、時間外労働であって、25%以上の手当が必要です。また、深夜割増賃金とは、午後10時から午前5時までの労働で、25%以上の手当が必要というものです。深夜の時間帯に残業をすれば、50%以上ということになります。

- 4 これまでは、肩書きに課長・部長などがついていればいわゆる管理職にあたり、残業手当を支払わなくてもいいと考えている会社さんも、少なくなかったように思います。また、いわゆる管理職の人には、深夜割増賃金を支払う必要はないと考えられていたと思われます。

弁護士の中では、これから未払残業手当などの請求が増えると予想する声もありますので、この機会に自社のコンプライアンスを再検討することが重要であると思います。

法的に適正に運用されているか、また今後のためにどうすべきかなどについて、今のうちにご相談いただくことを、ぜひお勧めいたします。



ご相談をご希望される場合は、
下記電話番号まで、ぜひご連絡ください。



お問合せ **西山法律事務所** 弁護士 西山 一博 弁護士 下出 太平

TEL 052-957-1106 info@lwo.jp <http://www.lwo.jp>

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番22号 名城ビル6階(名城小学校西向かい)

執務時間:午前9時30分~午後6時 休日:土曜・日曜・祝日

